災害時要援護者支援連絡会設置要綱

資料１

（目的）して迅速かつ的確に避難支援活動等を行うことを目的として、意見交換及び課題解決に向けた検討を行なうため、｢災害時要援護者支援連絡会｣（以下、「連絡会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　連絡会は、「地域の団体」、「当事者団体」、「事業者等」、「公的機関」、「行政」で組織し、別表に掲げる委員で構成する。

２　連絡会に座長及び副座長を置く。

３　座長は尼崎市危機管理安全局危機管理安全部長とし、副座長は尼崎市健康福祉局福祉部長とする。

４　座長は、連絡会を代表し、会務を総括する。

５　副座長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（内容）

第３条　連絡会は、災害時における要配慮者（災害時要援護者）への支援体制等に関する意見交換及び検討を行なう。

（事務局）

第４条　連絡会は、尼崎市危機管理安全局危機管理安全部企画管理課が会務を総括し、尼崎市健康福祉局福祉部福祉課がこれを補佐する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年１２月１８日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年１２月１日から施行する。

別表

災害時要援護者支援連絡会委員

|  |  |
| --- | --- |
| 地域の団体 | 尼崎市社会福祉協議会 |
| 尼崎市民生児童委員協議会連合会 |
| 尼崎市老人クラブ連合会 |
| 尼崎市ＰＴＡ連合会 |
| 特定非営利活動法人　シンフォニー |
| 特定非営利活動法人　兵庫県防災士会 |
| 市民団体 | 尼崎市内障害者関連団体連絡会 |
| 尼崎市身体障害者連盟福祉協会 |
| 心身障害児（者）父母連合会 |
| 尼崎市精神福祉家族会連合会 |
| 尼崎市難病団体連絡協議会 |
| 兵庫県ＬＤ親の会　たつのこ |
| 事業者等 | 尼崎居宅介護支援事業者連絡会 |
| あまがさき障害者相談支援事業所 |
| 地域包括支援センター |
| 特別養護老人ホーム施設長会 |
| 行　政 | 尼崎南警察署　警備課 |
| 尼崎東警察署　警備課 |
| 尼崎北警察署　警備課 |
| 危機管理安全局 | 危機管理安全部長、企画管理課、災害対策課 |
| 健康福祉局 | 福祉部長、福祉課、障害福祉課、保健企画課、疾病対策課 |
| 市民協働局 | 市民活動推進課 |
| 教育委員会事務局 | 企画管理課 |
| 消防局 | 企画管理課、予防課 |